

高松市内では、1年間のうちに多くのペットが行方不明になっています

犬 **338**頭 猫 **330**頭 (データは平成30年度)

ペットを行方不明にさせないために、香川県条例のルールを守ってください

- ・ 犬は鎖等で繋ぐか、ケージなどに収容して飼うこと
(**放し飼い厳禁。罰則あり**)
- ・ 猫は**屋内**で飼うよう努めること

もしも行方不明になってしまったら

- ・ **すぐに探してください**。特に犬の場合、どんどん遠くへ行ってしまうおそれがあります。
- ・ 猫は**暗くて狭いところ**を好む習性があります。物置や植込みの中、その他の身を隠せるような場所を重点的に探してください。
- ・ 保健所や警察に保護されているかもしれません。(**すぐに連絡してください**)

所有明示が速やかな発見につながります

- ・ **犬には鑑札と注射済票**をつける
(狂犬病予防法により、飼い犬には登録と狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を装着することが義務付けられています)
- ・ **迷子札**をつける
- ・ **マイクロチップ**を装着する

マイクロチップとは

体内に埋め込む微小な標識器具で、固有の識別番号を持ち、専用のリーダーで読み取ることができます。動物への負担が少なく、脱落しないため、信頼性の高い個体識別方法です。チップ装着後は、登録機関のデータベースに情報を登録する必要があります。

